

とき教総第 134号  
令和2年7月8日

ときがわ町立小・中学校 児童生徒保護者 各位

ときがわ町教育委員会教育長

町立小・中学校における新型コロナウイルス感染症に係る「出席停止」  
の取扱い変更について（お知らせ）

日頃、本町の学校教育の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、学校における新型コロナウイルス感染症対策の実施にご理解とご協力いただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、令和2年5月22日付けとき教総第62号「町立小・中学校の再開について（お知らせ）」の通知の中で記した、「出席停止」に関する事項を、埼玉県教育局からの取扱い変更通知に基づき、下記のとおり変更させていただきますのでお知らせします。

なお、取扱い変更は、7月9日（木）からとさせていただきます。

記

令和2年5月22日付けとき教総第62号 「町立小・中学校の再開について(お知らせ)」

4 発熱等の風邪症状がみられる場合の対応について

(3) 学校で児童生徒の発熱等の風邪症状を確認したときの対応

【変更前】

学校で児童生徒の発熱等の風邪症状を確認したときは、すぐに下校とさせていただきます。

学校に迎えにきていただくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

その際にも、「早退」ではなく「出席停止」といたします。

【変更後】（変更点 下線部）

学校で児童生徒の発熱等の風邪症状を確認したときは、保護者に連絡・相談のうえ、帰宅又は学習継続等、状況に応じた対応をとらせていただきます。

また、帰宅させる場合は学校に迎えにきていただくことになり、「早退」として取り扱わせていただきます。